

内閣参質一七六第七九号

平成二十二年十一月十二日

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣
仙谷由人

参議院議長西岡武夫殿

参議院議員上野通子君提出教員免許更新制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出教員免許更新制に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

現在、中央教育審議会において、教員の資質や能力の向上を図るための総合的な方策について検討が行われ、その中で、教員免許更新制の在り方についても検討が行われているところ、これらの検討事項については、平成二十二年中を目途に一定の方向性が示される予定であり、その後答申が出されることとなつていて。文部科学省としては、中央教育審議会による答申を踏まえて、今後の教員免許更新制の在り方を決定することとしている。

他方、現行の教員免許更新制により、例えば、平成二十一年三月三十一日以前に授与された免許状を有する者であつて免許状更新講習を受講する必要があるものが、所定の期限内に免許状更新講習の課程を修了したことについての免許管理者による確認を受けない場合には、その者の有する免許状が失効することとなるものであり、文部科学省においては、関係者に誤解が生じることのないよう、そのような旨を都道府県教育委員会等を通じて各教員に周知するほか、ホームページ等を通じて注意喚起しているところであり、「政府が教員免許更新制の方を検討している中で、受講しない方に免許取り消しなどのペナルテ

イを課すのは公正でない」との御指摘は当たらないと考えている。

四について

文部科学省においては、平成二十二年度予算において、へき地にある学校の教員や障害のある教員等を対象とした免許状更新講習の開設に対する補助を行うための経費を計上し、平成二十三年度予算の概算要求においても、同様の経費を計上しているところである。